

京都大学大学院薬学研究科の組織に関する規程

(平成十六年達示第十三号)

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学大学院薬学研究科(以下「薬学研究科」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究科長)

第二条 薬学研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、薬学研究科の専任の教授をもって充てる。

3 研究科長の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き四年を超えないものとする。

4 研究科長は、薬学研究科の校務をつかさどる。

(教授会)

第三条 薬学研究科に、その重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

(研究科会議)

第四条 次の各号に掲げる事項について審議するため、薬学研究科会議を置く。

一 薬学研究科の教育課程の編成に関する事項

二 学生の入学、課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項

三 その他薬学研究科の教育に関し必要な事項

(専攻及び講座)

第五条 薬学研究科の専攻及び講座は、次に掲げるとおりとする。

創薬科学専攻 薬品創製化学講座、薬品機能統御学講座、薬品製剤設計学講座

生命薬科学専攻 生体分子薬学講座、生体機能薬学講座、生体情報薬学講座

医療薬科学専攻 薬品動態医療薬学講座、病態機能解析学講座

2 前項に掲げるもののほか、薬学研究科又は専攻に協力講座を置くことができる。

3 協力講座に関し必要な事項は、教授会の議を経て研究科長が定める。

(専攻長)

第六条 前条第一項の専攻に専攻長を置き、薬学研究科の専任の教授をもって充てる。

2 専攻長の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き四年を超えないものとする。

3 専攻長は、当該専攻の業務をつかさどる。

(薬用植物園)

- 第七条 薬学研究科に、附属の教育研究施設として、薬用植物園を置く。
- 2 薬用植物園に長を置き、薬学研究科の専任の教授又は助教授をもって充てる。
- 3 薬用植物園長の任期は、二年とし、再任を妨げない。
- 4 薬用植物園長は、薬用植物園の業務をつかさどる。

(創薬・医療連携薬学コア部門)

- 第八条 薬学研究科に、附属の教育研究施設として、創薬・医療連携薬学コア部門を置く。
- 2 創薬・医療連携薬学コア部門に長を置き、研究科長が兼ねるものとする。
- 3 創薬・医療連携薬学コア部門長は、創薬・医療連携薬学コア部門の業務をつかさどる。

(事務組織)

第九条 薬学研究科に置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成十六年達示第六十号）の定めるところによる。

(内部組織)

第十条 この規程に定めるもののほか、薬学研究科の内部組織については、研究科長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に任命する研究科長の任期は、第二条第三項の規定にかかわらず、平成十六年四月三十日までとする。